消費税免税店販売マニュアル

（消耗品販売用）

宇治商工会議所

（2015.3.31版）

消費税免税販売店 マニュアル
（消耗品販売用）

目　次

●外国人旅行者に対する消費税免税販売手続の方法　・・・　3

免税手続きの手順　・・・　4

①パスポート（旅券）の所持・提示　・・・　4

②輸出物品購入記録票の作成　・・・　6

③購入誓約書の提出　・・・　6

④パスポートへの輸出物品購入記録票の貼付と割印　・・・　6

⑤免税対象物品の引き渡し　・・・　7

⑥購入誓約書の保存　・・・　7

参考：非居住者の範囲　・・・　7

●購入記録票・購入者誓約書の作成方法　・・・　8

購入記録票の作成方法（詳細）　・・・　9

購入者誓約書の作成方法（詳細）　・・・　１０

購入記録票・購入誓約書に記載すべき事項　・・・　１１

商品の包装（消耗品）　・・・　１２

●参考：在留資格 一覧　・・・　１３

外国人旅行者に対する消費税免税の手続方法

免税手続きの手順



①パスポート（旅券）の所持・提示

１．パスポートを必ず提示してもらう

→パスポートを所持していない者には免税販売は出来ない。
（コピー・外国人登録書では免税購入ができない）

→パスポート以外に認められているもの
「乗員上陸許可書」「緊急上陸許可書」「遭難による上陸許可書」

【必要な表現】

免税手続きにはパスポートの提示が必要です（コピー不可）
It is necessary to present your passport（not a copy）as a part of the refund prosess

パスポートを見せてください
Show me your passport,please

２．在留資格と上陸年月日の確認

外国人旅行者からパスポートの提示を受け、入国スタンプ（上陸許可認証印）で「在留資格」と「入国日」を確認する。

→入国日から６ヶ月以上経過している場合は、免税販売は出来ない。

→免税販売は、外国人旅行者などの一時滞在者（非居住者）が対象。

→非居住者とは、日本に住んでいない人（滞在期間が６ヶ月未満）

※非居住者の範囲に関しては、Ｐ7を参照

【注意】

外国人旅行者であっても、国内に居住している以下の者は免税販売の対象とはならない。

「日本国内の事業所に勤務する者」「日本に入国して６ヶ月以上経過する者」

免税手続きの手順

【必要な表現】

上陸地のスタンプはどれですか？

Please show me the Japan Immigration Stamp in your passport

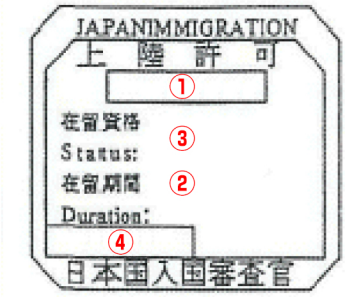
入国スタンプがない場合、免税の手続は不可能です

Without a Japan Immigration stamp,you cannot get a tax refund

６ヶ月以上が経過した場合、免税にはなりません。

You cannot get a tax refund if you have been staying in Japan for over 6 month

【パスポートにある入国スタンプ（上陸許可認証印）の例】





①上陸許可年月日
②在留期間
③在留資格
④上陸港名（※）

（※）成田空港はNARITA、関西空港はKANSAIがそれぞれ記入されています。

【在留資格の一例】

在留資格	内容
短期滞在	観光、保養、スポーツ、見学等
留学	本邦の大学や専修学校の専門課程等において教育を受けようとするもの
就学	本邦の高等学校若しくは専修学校の高等課程等で教育を受けようとする者
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興業に係る活動又はその他の芸能活動を行おうとする者
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化等について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けて修得する活動を行おうとする者

※　上記意外にも在留資格が存在。

※　上記の在留資格であっても、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6ヶ月以上経過した者は居住者に該当する（免税販売の対象とならない）。

14

免税手続きの手順

３．購入金額の確認

免税対象物品（消耗品）、いわゆる**「消耗品」の販売合計額（税抜）**は、

合計 5,001円 ～ 500,000円まで であること。

【注意】

上記販売合計額は、「同一の非居住者に対する・同一店舗における・１日の」消耗品の販売合計額である。

【必要な表現】

消耗品の免税額は5,001円以上、500,000円までとなります

To get tax refund for consumable items, your purchase has to be above 5,001 yen and should not exceed 500,000 yen.

②「輸出物品購入記録票」の作成

③「購入者誓約書」の提出

「輸出免税物品購入記録票」と「購入者誓約書」を作成する

→複写式となっており、「購入者誓約書」には購入者の自筆サインをもらう

④ パスポートへの「輸出免税物品購入記録票」の貼付と割印

【上：購入記録票】

記入後は、パスポートへ貼付し、輸免スタンプを割印する

※記入方法の詳細はP9を参照

※用紙によって上下逆の複写もある

【下：購入者誓約書】

購入者に、下記二点について、誓約の署名をもらい７年保管。

・購入から30日以内に国外へ持ち出す。

・日本では処分しない

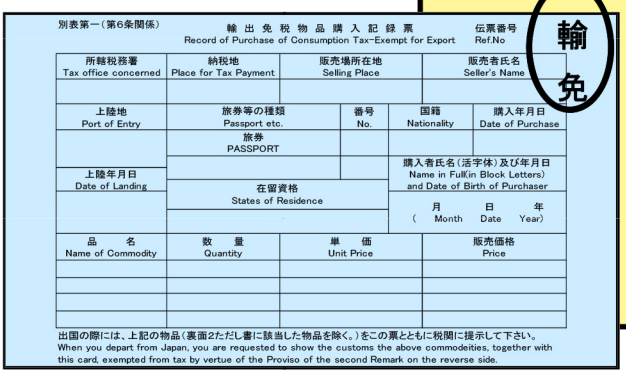
【パスポート】

輸免スタンプは購入。

（縦約8㎜、横約6㎜）

・貼付された購入記録票は、出国の際、税関に提出をしなければならない。

・外れないように注意して貼付すること


別表第一（第6条関係）

輸出免税物品購入記録票
Record of Purchase of Consumption Tax-Exempt for Export

伝票番号 Ref.No

輸免

所轄税務署 Tax office concerned	納税地 Place for Tax Payment	販売場所在地 Selling Place	販売者氏名 Seller's Name

上陸地 Port of Entry	旅券等の種類 Passport etc.	番号 No.	国籍 Nationality	購入年月日 Date of Purchase
	旅券 PASSPORT			
上陸年月日 Date of Landing			購入者氏名（活字体）及び年月日 Name in Full in Block Letters) and Date of Birth of Purchaser	
	在留資格 States of Residence		月 日 年 (Month Date Year)	

品名 Name of Commodity	数量 Quantity	単価 Unit Price	販売価格 Price

出国の際には、上記の物品（裏面2ただし書に該当した物品を除く。）をこの票とともに税関に提示して下さい。
When you depart from Japan, you are requested to show the customs the above commodeities, together with this card, exempted from tax by vertue of the Proviso of the second Remark on the reverse side.

免税手続の手順

⑤ 免税対象物品の引き渡し

外国人購入者に、出国に際して、税関にパスポート等に貼付された「購入記録票」を提出するよう説明する。

※ ただし、別送した場合は除く
※ 非居住者は免税物品を出国前に他人に譲渡してはならない
※ 飲料類、化粧品類等における液体物は、国際線においては客室内への持込制限があるので、受託手荷物とする必要があります。（詳細は国土交通省ホームページ参照）

【必要な表現】

パスポートに貼られた紙は出国時に税関長にお渡しください
At the time of departure from Japan, please submit “Record of Purchase Card” that is attached to your passport to the Director of Customs.

⑥「購入者誓約書」の保存（７年間）

免税店は本社または販売店にて「購入者誓約書」を保存する。（約７年）

参考：非居住者の範囲

外国人	
非居住者	居住者
❶外国人は原則として非居住者として取り扱われます ❷外国政府又は国際機関の公務を帯びる者	❶日本国内にある事務所に勤務する者 ❷日本に入国後6か月以上経過するに至った者

日本人	
非居住者	居住者
❶外国にある事務所（日本法人の海外支店等、現地法人、駐在員事務所及び国際機関を含む）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ❷2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ❸①及び②に掲げる者のほか、日本出国後、外国に2年以上滞在するに至った者 ❹①から③までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6か月未満の者	❶日本人は、原則として居住者として取り扱われます ❷日本に在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱われます

※居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が専らその居住者又は非居住者に負担されている家族については、その居住者又は非居住者の居住性の判定に従うことになります。

購入記録票・購入者誓約書の作成方法

購入記録票の記入方法

輸 出 免 税 物 品 購 入 記 録 票
Record of Purchase of Consumption Tax-Exempt for Export

所轄税務署/Tax office concerned	納税地/Place for Tax Payment
①	②
販売者氏名・名称/Seller's Name	販売場所在地/Selling Place
④	③

購入年月日/Date of Purchase

月 ⑤ 日 年
Month Date Year

消耗品/Consumable Commodities

品名 Name of Consumable Commodity	単価 Unit Price	数量 Quantity	販売価額 Price
⑥	⑦	⑧	⑨
合計価額/Total amount	¥	⑩	

① 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければなりません。
② 本邦から出国するまでは購入記録票を旅券等から切り離してはいけません。
③ 免税で購入した物品を本邦からの出国の際に所持していなかった場合には、その購入した物品について免除された消費税額(地方消費税を含む。)に相当する額を徴収されます。
④ ③の場合において、災害その他やむを得ない事情により免税で購入した物品を亡失したため輸出しないことにつき税関長の承認を受けたとき、又は既に輸出したことを証する書類を出港地を所轄する税関長に提出したときは、消費税額(地方消費税を含む。)に相当する額を徴収されません。

1)When departing Japan, or if becoming a resident of Japan, you are required to submit your "Record of Purchase Card" to either the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location or the head of the tax office that has jurisdiction over your place of residence or address.
2)You must not remove the "Record of Purchase Card" from your passport etc. until after you have departed Japan.
3)If you are not in possession of item(s) purchased tax free, that are listed on the "Record of Purchase Card", at the time of departure from Japan, an amount equivalent to the consumption tax amount (including local consumption tax) that was exempted at the time of purchase will be collected before your departure from Japan.
4)In the case of 3) if you do not possess listed item(s) at the time of departure, if the Director of Customs has acknowledged that item(s) you purchased tax free will not be exported as a result of being lost in a disaster or due to other unavoidable circumstances, or alternatively, if you have submitted documents to the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location that verifies the item(s) has already been exported an amount equivalent to the consumption tax amount (including local consumption tax) will not be collected.

旅券等の種類/Passport etc.	番号/No.
PASSPORT旅券	⑪
在留資格/Status of Residence	国籍/Nationality
⑫	⑭

上陸年月日/Date of Landing
⑬

購入者氏名（活字体）/Name in Full (in block letters)
⑮

生年月日/Date of Birth of Purchaser
月 ⑯ 日 年
Month Date Year

【記入項目／販売者・販売内容によって決まる情報】

①納税先の税務署名　②販売者の納税地（住所）　③販売場の所在地（住所）
④販売者氏名・名称等　⑤販売日　⑥販売物品の品名
⑦販売物品の単価　⑧販売物品の数量　⑨販売物品の金額（小計）
⑩販売物品の合計金額

【記入項目／購入者のパスポート・上陸許可認証印等から読み取る情報】

⑪※パスポート以外の場合記入（乗員上陸許可書など）
⑫在留資格　⑬入国した際の上陸年月日　⑭国籍
⑮購入者の氏名　⑯購入者の生年月日

●購入記録票に「日本語及び外国語」で記載すべき事項

1．本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長、又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない旨。
2．本邦から出国するまでは、購入記録票を旅券等から切り離してはならない旨。
3．免税で購入した物品を、本邦からの出国の際に所持していなかった場合には、その購入した物品について免除された消費税額（地方消費税を含む）に相当する額を徴収される旨。
4．３の場合において、災害その他やむを得ない事情により免税で購入した物品を亡失したため輸出しないことにつき税関長の承認を受けたとき、又は、既に輸出したことを証する書類を出港地を所轄する税関長に提出したときは、消費税額（地方消費税を含む）に相当する額を徴収されない旨。

（※２～４については書類の裏面に記載することができる）

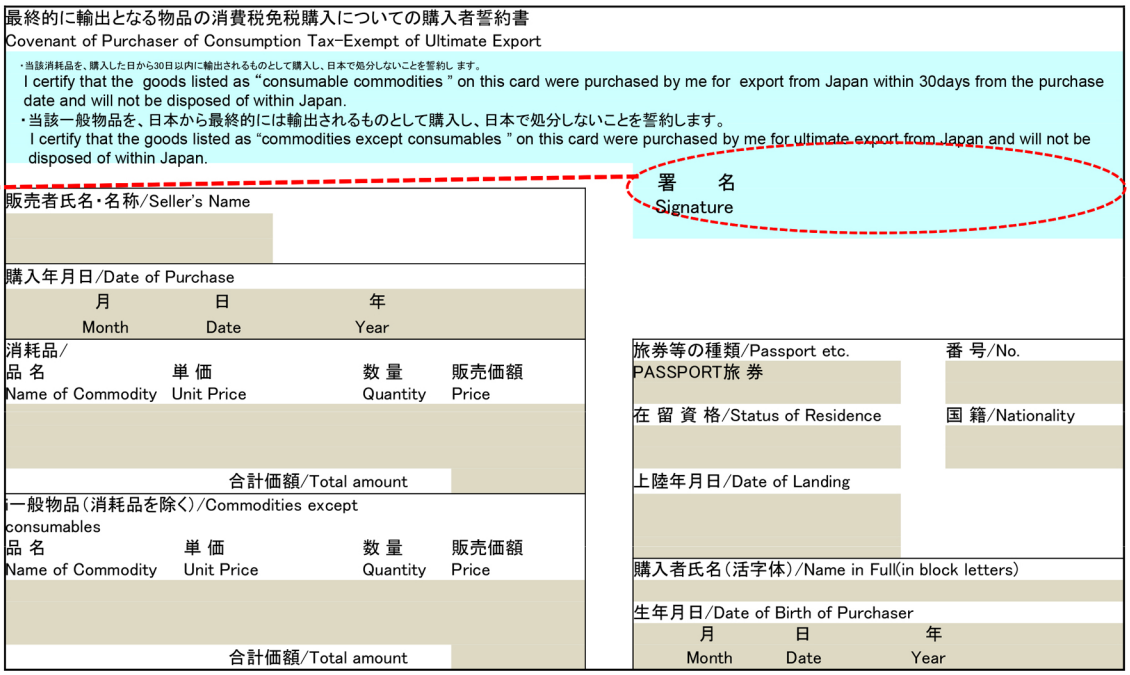
購入者誓約書の作成

◯購入記録票の作成とともに、購入者誓約書を作成。
◯記録内容は、購入記録票の記入時に複写で作成することが可能。
◯購入者誓約書には、免税物品を購入する非居住者が自筆でサインを行う。

→　免税販売を行った免税店は、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間、購入者誓約書を保存する。

購入者誓約書の作成

必ず免税物品を購入する非居住者が自筆でサインする。



最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書
Covenant of Purchaser of Consumption Tax-Exempt of Ultimate Export

・当該消耗品を、購入した日から30日以内に輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。
I certify that the goods listed as "consumable commodities" on this card were purchased by me for export from Japan within 30days from the purchase date and will not be disposed of within Japan.
・当該一般物品を、日本から最終的には輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。
I certify that the goods listed as "commodities except consumables" on this card were purchased by me for ultimate export from Japan and will not be disposed of within Japan.

署　名
Signature

販売者氏名・名称/Seller's Name

購入年月日/Date of Purchase
月 Month　日 Date　年 Year

消耗品/
品名 Name of Commodity　単価 Unit Price　数量 Quantity　販売価額 Price
合計価額/Total amount

一般物品（消耗品を除く）/Commodities except consumables
品名 Name of Commodity　単価 Unit Price　数量 Quantity　販売価額 Price
合計価額/Total amount

旅券等の種類/Passport etc.　番号/No.
PASSPORT旅券

在留資格/Status of Residence　国籍/Nationality

上陸年月日/Date of Landing

購入者氏名（活字体）/Name in Full(in block letters)

生年月日/Date of Birth of Purchaser
月 Month　日 Date　年 Year

購入者誓約書の記載事項（消耗品と一般物品による違い）

◯　購入者誓約書は、一般物品と消耗品で誓約する内容が異なる。
◯　一般物品と消耗品を同時に免税販売する際には、一般物品の購入者誓約書（輸出を誓約）と消耗品の購入者誓約書（３０日以内の輸出を誓約）は、共通項目を同一用紙に記載することを妨げない。

	＜一般物品の購入者誓約書の記載項目＞ (購入後において輸出する旨を誓約)	＜消耗品の購入者誓約書の記載項目＞ （購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約）
共通記載可能項目	1　一般物品購入者の①氏名、②国籍、③生年月日、④在留資格及び⑤上陸年月日 2　購入者のその所持する⑥旅券等の種類及び⑦番号 3　消費税免税店を経営する事業者の⑧氏名又は名称 4　当該一般物品の⑨購入の年月日 5　⑩購入者の署名	1　消耗品の購入者の①氏名、②国籍、③生年月日 、④在留資格及び⑤上陸年月日 2　購入者のその所持する⑥旅券等の種類及び⑦番号 3　消費税免税店を経営する事業者の⑧氏名又は名称 4　当該消耗品の⑨購入の年月日 5　⑩購入者の署名
個別記載項目	6　当該一般物品の⑪品名、品名ごとの⑫数量及び⑬価額並びに⑭当該物品の価額の合計額 7　⑮当該一般物品をその購入後において輸出することを誓約する旨	6 当該消耗品の⑪品名、品名ごとの⑫数量及び⑬価額並びに⑭当該消耗品の価額の合計 7　⑮当該消耗品をその購入後30日以内に輸出することを誓約する旨

※　署名は必ず、商品を免税で購入した非居住者が自分で行う。

30

購入記録票および購入者誓約書に記載すべき事項

○　免税店は、免税販売をする際に「購入記録票」を作成します。また、購入者は「購入者誓約書」を免税店に提出する必要があります
　これらは、特定の様式はなく、記載すべき事項のみを定めています。

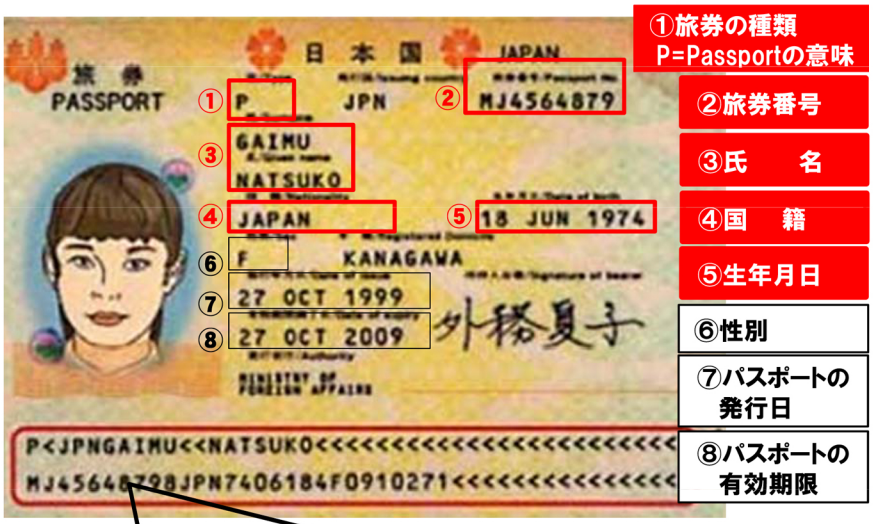
※　品名等を記載した明細書等を購入記録票等に貼付・割印することにより、明細書等に記載された事項については、購入記録票等の記載を省略することができる。

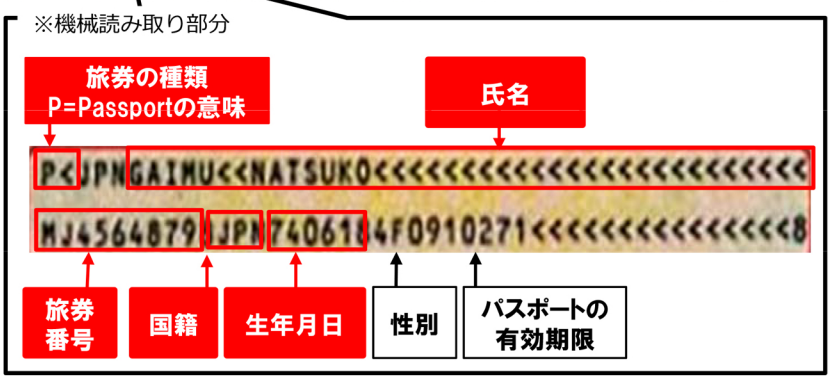
《購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項》

記　載　す　べ　き　事　項	購入記録票	購入者誓約書	
① 購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日	○	○	購入者（非居住者）情報 ※パスポート等で確認
② 購入者の所持する旅券等の種類及び番号	○	○	
③ 消費税免税店を経営する事業者の氏名又は名称	○	○	販売店舗の情報
④ 消費税免税店を経営する事業者の納税地及び所轄税務署名、消費税免税店の所在地	○	―	
⑤ 購入年月日	○	○	購入日・商品の情報 ※レシート等の添付で代用可能
⑥ 品名、品名ごとの数量及び価額、物品の価額の合計額※	○	○	
⑦ 購入後において輸出することを誓約する旨（消耗品の場合、購入した日から30日以内に輸出することを誓約する旨）及び購入者の署名	―	○	購入者の署名

※　平成26年10月1日からの免税販売については、販売価額の合計額の記載が新たに必要となった。

記入時に購入者のパスポートから読み取る項目情報





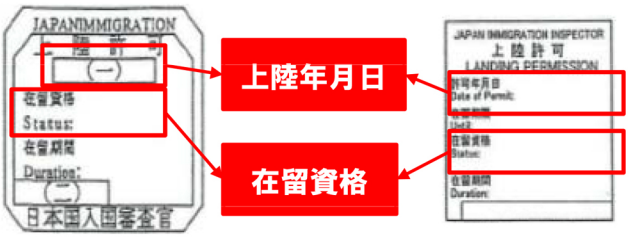
①パスポートを提示してもらう

②免税販売の対象である確認

③旅券および上陸許可証印にて購入記録票および購入者誓約書の必要記載事項を確認

【注意事項】

購入記録票および購入者誓約書は必須記載項目を掲載した用紙ごとでレイアウトが異なる場合があるため記入時には注意。



商品の包装（消耗品の包装は指定された方法により行う）

○ 包装は「プラスチック製の袋」又は「ダンボール製等の箱」が可能。

○ 包装は以下のような要件を満たすこと。

1）出国までに破損しない充分な強度を有すること

※ 果物等の鮮度維持のために内容物を容易に取り出せない大きさの穴を開けることは許容される。

2）開封した場合に開封したことが分かる「シール」で封印すること

3）包装の中の内容物や個数が確認できること

○ 袋の場合には、透明・ほとんど透明であること

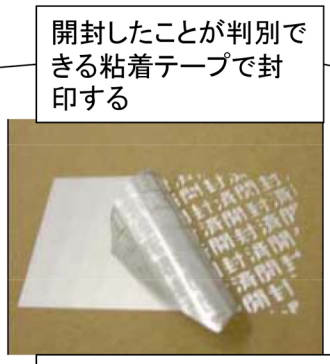
○ 箱の場合には、内容物の品名及び品名ごとの数量を記載、又は記載した書面を添付

4）出国まで開封しないこと等を日本語及び外国語で注意喚起する記載又は添付

※ 注意喚起の外国語は、英語に限らず、訪日旅行者の多い国の言語（中国語、韓国語等）で記載

※ 注意喚起は、袋の表面に印刷などで記載、又は印刷した書面を貼り付ける。





品目及び数量のリストは、容易に剥がれないように添付する。
※袋の場合にも、内容物が判別しにくい場合には、品目及び数量を記載。



開口部となりうる部分（底面含む）は、封印のテープでふさぐこと。

日本を出国するまで、開封しないでください。なお、消費した場合には、消費税を徴収されます。
Do not open the packaging until you have left Japan. Please note that if you consume this product while in Japan, you may be subject to pay consumption tax.
在离开日本之前，请不要开封。如果在日本已经消费的话，将被征收消费税。
在離開日本之前，請勿開封。如在日本有消費情形，將被課徵消費税。
일본을 출국할 때까지 개봉하지 마십시오. 또한,일본에 계신 기간 중 소비한 경우에는, 소비세가 징수됩니다.

【必要な表現】…（購入者に伝える）

購入日より30日以内に日本国外に持ち出してください。日本国内で処分しないでください。課税の対象となります。

Consumable items should be exported within 30 days from the purchase date.
Do not consume this product while in Japan. Otherwise, you may be subject to pay consumption tax.

在留資格 一覧

参考：在留資格 一覧表（基データ出所／入国管理局URL）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間	居住者・非居住者の区分
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間	非居住者
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月	非居住者 ただし、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6か月以上経過した者は居住者に当該する
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月	
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月	
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月	
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）	外資系企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年又は3月	
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月	
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月	
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月	
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（この表の教授の項、投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者	5年、3年、1年又は3月	
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授の項、芸術の項、報道の項、投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月	
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日	
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者,貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月	

参考：在留資格 一覧表（基データ出所／入国管理局URL）

技能実習	1号 イ　本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む） ロ　法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 2号 イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）	技能実習生	1年，6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	非居住者 ただし、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6か月以上経過した者は居住者に当該する
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この留学の項から研修の項までに掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月	
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	非居住者
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	非居住者 ただし、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6か月以上経過した者は居住者に当該する
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の技能実習1号及び留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月	
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもつて在留する者（技能実習を除く。）又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間	居住者・非居住者の区分
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限	居住者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・実子・特別養子	5年、3年、1年又は6月	非居住者 ただし、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6か月以上経過した者は居住者に当該する
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子	5年、3年、1年又は6月	
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	